

標準貨物自動車運送約款

(平成二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十五号)

最終改正 令和七年三月十九日 國土交通省告示第百九十三号

第一章 総 則 (第一条・第二条)

第一節 通 則 (第三条・第五条)

第二節 運送の申込み及び引受け (第六条・第七条)

第三節 積付け (第十八条)

第四節 貨物の受取及び引渡し (第十九条・第二十六条)

第五節 指図 (第二十七条・第二十八条)

第三章 積込み又は取卸し等 (第六十一条・第六十四条)

第一章 総 則 (第一条)

(事業の種類)

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(適用範囲)

第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところによります。この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によります。

当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることができます。

当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(受付日時)

第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運送の順序)

第四条 当店は、運送の中込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質やすい貨物を運送する場合その他正當な事由がある場合は、この限りではありません。

第五条 (引渡期間) 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

1 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日

2 輸送期間 貨物の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

3 集配期間 集貨及び配達をする場合にあっては各一日

4 前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもつて延着とします。

第五章 第一節 運送業務等

(運送の申込み)

第六条 当店に貨物の運送を申込む者は(以下「申込者」という。)は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。ただし、第二号に掲げる事項及び第七号に掲げる事項のうち運賃、料金等の額については、申込者が貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第十二条第一項に規定する真荷主又は個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「真荷主等」という。)であるときは、運送申込書に記載することを要しません。

1 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

2 本約款の内容について承諾する旨

3 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

4 集貨及び配達又は発送及び到着地(団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称

5 集貨及び配達先又は発送地及び到着地(団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称

6 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

7 高価品については、貨物の種類及び価額

8 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容

9 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容

10 第六十二条第一項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する附帯業務料等をいう)、燃料

11 第六十二条第一項に規定する利便料及び第七号に掲げる事項及び第七号に規定する附帯業務料等をいう)、燃料

12 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

13 特約事項があるときは、その内容

14 本約款の内容について承諾する旨

15 運送申込書の提出年月日

16 その他その貨物の運送に関必要な事項

17 第七条 当店は、前項第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けたときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。ただし、真荷主等以外の者が申込者であるときは、この限りではありません。

18 申込者より第六十二条第一項に規定する附帯業務を行つたときは、その旨及び当該附帯業務の内容

19 第六十二条第一項に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

20 第六十二条第一項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する附帯業務料等をいう)、燃料

21 第六十二条第一項に規定する利便料及び第七号に掲げる事項及び第七号に規定する附帯業務料等をいう)、燃料

22 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

23 第六十二条第一項に規定する附帯業務を行つたときは、その旨及び当該附帯業務の内容

24 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

25 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

26 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

27 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

28 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

29 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

30 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

31 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

32 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

33 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

34 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

35 第六十二条第一項に規定する運送契約の当事者となる場合における者を除く。)(以下「運賃、料金等」とい

- 三 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物(動物を除く。)
- 2 前項第二号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。
- 3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。
- 四 (荷造り)
- 11 第一条 当店は、荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するよう荷造りをしなければなりません。
- 2 当店は、荷物の荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。
- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であつても、他の貨物に対し損害を与えることを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。
- 五 (外装表示)
- 13 第一条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいやうに表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。
- 14 第二節 運送の申込みをするに当たり、運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人に当該貨物の運送を行います。
- 15 第二節 (荷造り)
- 16 第二節 (荷造り)
- 17 第二節 (荷造り)
- 18 第二節 (荷造り)
- 19 第二節 (荷造り)
- 20 第二節 (荷造り)
- 21 第二節 (荷造り)
- 22 第二節 (荷造り)
- 23 第二節 (荷造り)
- 24 第二節 (荷造り)
- 25 第二節 (荷造り)
- 26 第二節 (荷造り)
- 27 第二節 (荷造り)
- 28 第二節 (荷造り)
- 29 第二節 (荷造り)
- 30 第二節 (荷造り)
- 31 第二節 (荷造り)
- 32 第二節 (荷造り)
- 33 第二節 (荷造り)
- 34 第二節 (荷造り)
- 35 第二節 (荷造り)
- 36 第二節 (荷造り)
- 37 第二節 (荷造り)
- 38 第二節 (荷造り)
- 39 第二節 (荷造り)
- 40 第二節 (荷造り)
- 41 第二節 (荷造り)
- 42 第二節 (荷造り)
- 43 第二節 (荷造り)
- 44 第二節 (荷造り)
- 45 第二節 (荷造り)
- 46 第二節 (荷造り)
- 47 第二節 (荷造り)
- 48 第二節 (荷造り)
- 49 第二節 (荷造り)
- 50 第二節 (荷造り)
- 51 第二節 (荷造り)
- 52 第二節 (荷造り)
- 53 第二節 (荷造り)
- 54 第二節 (荷造り)
- 55 第二節 (荷造り)
- 56 第二節 (荷造り)
- 57 第二節 (荷造り)
- 58 第二節 (荷造り)
- 59 第二節 (荷造り)
- 60 第二節 (荷造り)
- 61 第二節 (荷造り)
- 62 第二節 (荷造り)
- 63 第二節 (荷造り)
- 64 第二節 (荷造り)
- 65 第二節 (荷造り)
- 66 第二節 (荷造り)
- 67 第二節 (荷造り)
- 68 第二節 (荷造り)
- 69 第二節 (荷造り)
- 70 第二節 (荷造り)
- 71 第二節 (荷造り)
- 72 第二節 (荷造り)
- 73 第二節 (荷造り)
- 74 第二節 (荷造り)
- 75 第二節 (荷造り)
- 76 第二節 (荷造り)
- 77 第二節 (荷造り)
- 78 第二節 (荷造り)
- 79 第二節 (荷造り)
- 80 第二節 (荷造り)
- 81 第二節 (荷造り)
- 82 第二節 (荷造り)
- 83 第二節 (荷造り)
- 84 第二節 (荷造り)
- 85 第二節 (荷造り)
- 86 第二節 (荷造り)
- 87 第二節 (荷造り)
- 88 第二節 (荷造り)
- 89 第二節 (荷造り)
- 90 第二節 (荷造り)
- 91 第二節 (荷造り)
- 92 第二節 (荷造り)
- 93 第二節 (荷造り)
- 94 第二節 (荷造り)
- 95 第二節 (荷造り)
- 96 第二節 (荷造り)
- 97 第二節 (荷造り)
- 98 第二節 (荷造り)
- 99 第二節 (荷造り)
- 100 第二節 (荷造り)
- 101 第二節 (荷造り)
- 102 第二節 (荷造り)
- 103 第二節 (荷造り)
- 104 第二節 (荷造り)
- 105 第二節 (荷造り)
- 106 第二節 (荷造り)
- 107 第二節 (荷造り)
- 108 第二節 (荷造り)
- 109 第二節 (荷造り)
- 110 第二節 (荷造り)
- 111 第二節 (荷造り)
- 112 第二節 (荷造り)
- 113 第二節 (荷造り)
- 114 第二節 (荷造り)
- 115 第二節 (荷造り)
- 116 第二節 (荷造り)
- 117 第二節 (荷造り)
- 118 第二節 (荷造り)
- 119 第二節 (荷造り)
- 120 第二節 (荷造り)
- 121 第二節 (荷造り)
- 122 第二節 (荷造り)
- 123 第二節 (荷造り)
- 124 第二節 (荷造り)
- 125 第二節 (荷造り)
- 126 第二節 (荷造り)
- 127 第二節 (荷造り)
- 128 第二節 (荷造り)
- 129 第二節 (荷造り)
- 130 第二節 (荷造り)
- 131 第二節 (荷造り)
- 132 第二節 (荷造り)
- 133 第二節 (荷造り)
- 134 第二節 (荷造り)
- 135 第二節 (荷造り)
- 136 第二節 (荷造り)
- 137 第二節 (荷造り)
- 138 第二節 (荷造り)
- 139 第二節 (荷造り)
- 140 第二節 (荷造り)
- 141 第二節 (荷造り)
- 142 第二節 (荷造り)
- 143 第二節 (荷造り)
- 144 第二節 (荷造り)
- 145 第二節 (荷造り)
- 146 第二節 (荷造り)
- 147 第二節 (荷造り)
- 148 第二節 (荷造り)
- 149 第二節 (荷造り)
- 150 第二節 (荷造り)
- 151 第二節 (荷造り)
- 152 第二節 (荷造り)
- 153 第二節 (荷造り)
- 154 第二節 (荷造り)
- 155 第二節 (荷造り)
- 156 第二節 (荷造り)
- 157 第二節 (荷造り)
- 158 第二節 (荷造り)
- 159 第二節 (荷造り)
- 160 第二節 (荷造り)
- 161 第二節 (荷造り)
- 162 第二節 (荷造り)
- 163 第二節 (荷造り)
- 164 第二節 (荷造り)
- 165 第二節 (荷造り)
- 166 第二節 (荷造り)
- 167 第二節 (荷造り)
- 168 第二節 (荷造り)
- 169 第二節 (荷造り)
- 170 第二節 (荷造り)
- 171 第二節 (荷造り)
- 172 第二節 (荷造り)
- 173 第二節 (荷造り)
- 174 第二節 (荷造り)
- 175 第二節 (荷造り)
- 176 第二節 (荷造り)
- 177 第二節 (荷造り)
- 178 第二節 (荷造り)
- 179 第二節 (荷造り)
- 180 第二節 (荷造り)
- 181 第二節 (荷造り)
- 182 第二節 (荷造り)
- 183 第二節 (荷造り)
- 184 第二節 (荷造り)
- 185 第二節 (荷造り)
- 186 第二節 (荷造り)
- 187 第二節 (荷造り)
- 188 第二節 (荷造り)
- 189 第二節 (荷造り)
- 190 第二節 (荷造り)
- 191 第二節 (荷造り)
- 192 第二節 (荷造り)
- 193 第二節 (荷造り)
- 194 第二節 (荷造り)
- 195 第二節 (荷造り)
- 196 第二節 (荷造り)
- 197 第二節 (荷造り)
- 198 第二節 (荷造り)
- 199 第二節 (荷造り)
- 200 第二節 (荷造り)
- 201 第二節 (荷造り)
- 202 第二節 (荷造り)
- 203 第二節 (荷造り)
- 204 第二節 (荷造り)
- 205 第二節 (荷造り)
- 206 第二節 (荷造り)
- 207 第二節 (荷造り)
- 208 第二節 (荷造り)
- 209 第二節 (荷造り)
- 210 第二節 (荷造り)
- 211 第二節 (荷造り)
- 212 第二節 (荷造り)
- 213 第二節 (荷造り)
- 214 第二節 (荷造り)
- 215 第二節 (荷造り)
- 216 第二節 (荷造り)
- 217 第二節 (荷造り)
- 218 第二節 (荷造り)
- 219 第二節 (荷造り)
- 220 第二節 (荷造り)
- 221 第二節 (荷造り)
- 222 第二節 (荷造り)
- 223 第二節 (荷造り)
- 224 第二節 (荷造り)
- 225 第二節 (荷造り)
- 226 第二節 (荷造り)
- 227 第二節 (荷造り)
- 228 第二節 (荷造り)
- 229 第二節 (荷造り)
- 230 第二節 (荷造り)
- 231 第二節 (荷造り)
- 232 第二節 (荷造り)
- 233 第二節 (荷造り)
- 234 第二節 (荷造り)
- 235 第二節 (荷造り)
- 236 第二節 (荷造り)
- 237 第二節 (荷造り)
- <p

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十九条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事 故

(事故の際の措置)

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求める。

1 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

2 初回の運送経路又は運送方法によることがでできなくなつたとき。

3 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2 当店は、前項各号の場合において、指図を待ついたまがないときは当店の定めた期間内に前項の指図によるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。

2 当店は、前項の場合は、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關し證明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき證明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

(事故証明書の発行)

第三十二条 当店は、貨物の全部滅失に關し證明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日金表によります。

2 前項の運賃、料金等に關し、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーキュレーションによります。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適當となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金等の収受方法)

第三十三条 当店は、荷物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金表によります。

3 当店は、第一項の規定にかかるとおり運賃、料金等の収受をすることがあります。

(待機時間料)

第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受け人による責により待機した時間(荷送人又は荷受け人が第六十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む)に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

(延滞料)

第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受け人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四五八セントの割合で、延滞料の支払を請求します。

(運賃請求権)

第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、当該滅失し、又は損傷を生じたとき又は、荷送人又は荷受け人が運賃、料金等を收受するための貨物に係る運賃、料金等を請求します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を收受するときは、運賃、料金等を請求します。

3 当店は、第一項の規定にかかるとおり運賃、料金等の全額を收受します。

(中止手数料)

第三十七条 当店は、第一七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、この限りではありません。

2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を收受します。

(事故等と運賃、料金等)

第三十八条 当店は、第一七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行つた運送の割合に応じて、運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受している場合には、不足があるときは、この限りではありません。

2 当店は、中止手数料に記載した集貨予定期の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十九パーセント以内

3 運送引受書に記載した集貨予定期の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

(待機時間料)

第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と誓証)

第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負いません。ただし、自己又は使用人その他の運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(コンテナ貨物の責任)

第四十一条 前条の規定にかかるわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等により掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用者その他の運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

(荷送人の申告等の責任)

第四十二条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送申込書の記載又は荷送人の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

(運送申込書等の記載の不完全等の責任)

第四十三条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

1 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他の天災

三 同盟寵業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四 地震による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災

六 地震又は公権力による火災

七 荷送人又は荷受け人の故意又は過失

(高価品に対する特則)

第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければなりません。

2 当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しません。

1 運送契約の締結の當時、貨物が高価品であることを当店が知つたときは、この限りではありません。

2 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたときは、この限りではありません。

(責任の特別消滅事由)

第四十七条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受け人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた場合において、荷受け人が当該通知を受けた日から二週間以内に当店に對してその通知を発したときは、この限りではありません。

(損害賠償の額)

第四十八条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされたべき地及び時における貨物の価額によつて、これを定めます。

2 荷受け人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受け人の貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷受け人が、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷受け人に對する当店の責任に係る第一項ただし書の期間において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に對してその通知を発したときは、この限りではありません。

(損害賠償の額)

第四十九条 貨物の一部滅失又は損傷のため荷受け又は荷受け人が荷受け人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければなりません。

2 荷受け人が一部滅失又は損傷があつた旨の通知を受けたときは、荷受け人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。

(運賃の鑑定)

第四十条 荷受け人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷受け人が第一項の期間内に荷受け人が当該通知を受けた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

(運賃の鑑定)

第四十一条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の鑑定)

第四十二条 荷受け人が一部滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額は、荷受け人が当該通知を受けた日から一年以内に裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

(荷受け人の請求)

第四十三条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第四十四条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第四十五条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第四十六条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第四十七条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第四十八条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第四十九条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十一条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十二条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十三条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十四条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十五条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十六条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十七条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十八条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第五十九条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第六十条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第六十一条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。

(荷受け人の請求)

第六十二条 荷受け人が前条の規定にかかるとおりその額を決定します。